

入 札 説 明 書

この入札は、静岡県共同利用電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）を利用して執行する。

令和8年9月9日

河津町長 大川 良樹

事業内容等

入札の方法	指名競争入札
入札番号	第 32 号
工 事 名	令和8年度 河津町パーク＆ライド拠点整備に伴う駐車場整備工事
工事箇所	賀茂郡河津町 田中 地内
種 別	ほ装工事
工事概要	入札情報サービス（PPI）登載の設計図書のとおり
工事期間	契約締結日の翌日 から 令和8年11月13日 まで

入札に付する事項

予定価格	事後公表
最低制限価格設定	無
低入札価格調査設定	有
入札保証金	免除
契約保証金	納付（請負代金額の10分の1以上）。 ただし、利付国債若しくは地方債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。
前払金	請負代金額が200万円以上の場合、請負代金の60%以内を前払いとする（但し、中間前払い20%を含む）。
部分払	請負代金が 300万円以上、2,000万円未満・・・2回以内 2,000万円以上、5,000万円未満・・・3回以内 5,000万円以上・・・4回以内とする。
契約書の作成	要

入札の方法

- (1) 入札に参加する際には、「河津町電子入札運用基準」、「河津町建設工事競争入札心得」を遵守すること。
- (2) 入札については原則電子入札システムによる電送とするが、電子ファイルの容量により電送できない場合や、紙媒体の持参による提出を行いたい場合は、下記の期日までに「紙入札方式移行申請書」（河津町電子入札運用基準 様式5）を河津町役場 総務課まで提出し承諾を得なければならない。

紙入札方式移行申請期日： 令和8年9月28日（月） 午前11時00分 まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

落札者の決定方法

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第3項及び地方自治法施行令第167条の10第1項の規定により予定価格の制限の範囲内で最低の価格（最低制限価格を設定した業務にあつては、最低制限価格以上の価格）をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

調査基準価格を設定した工事にあつては、入札価格が「調査基準価格」を下回った場合には、低入札価格調査の結果、当該入札価格で契約内容に適合した履行が可能と判断された場合に当該入札者を落札候補者とする。

なお、入札価格が「河津町低入札価格調査制度実施要領」第12条第1項第8号の基準未満であった場合は、当該入札を無効とする。

入札日程

設計書及び図面 （以下「設計図書等」という。）の 縦覧期間	令和8年9月28日（月） まで 上記の期間中で入札情報サービス（PPI）により縦覧する。 https://www.ppi.cals-shiz.jp/ebidPPIPublishi/EjPPIj 図面についてはホームページに記載する。 https://www.town.kawazu.shizuoka.jp/jigyousha/nyuusatuanken/	
設計図書等に対する 質問受付期間	通知の日から 令和8年9月17日（木） まで 《電子入札システムの場合》 上記の期間中のシステム運用時間内に提出すること。 《持参の場合》 上記の期間中の午前9時から午後4時までに河津町役場 総務課に書面により提出すること。	※書面による提出の場合は様式自由とするが、社名を記載し押印したものとす る。
上記の質問に対する 回答期限	令和8年9月24日（木） まで （土曜日、日曜日及び祝日を除く。） 《電子入札システムの場合》 上記の期間中のシステム運用時間内に回答する。 《持参の場合》 上記の期間までに郵送により回答する。	※『上記の期間までに郵 送』とは回答期限の日まで に発送することをいう。
入札書等受付期間 入札書等の提出	令和8年9月25日（金） 午前9時00分 から 令和8年9月28日（月） 午後4時00分 まで （土曜日、日曜日及び祝日を除く。） 《電子入札システムの場合》 上記の期間中のシステム運用時間内に提出すること。 《持参の場合》 上記の期間中に河津町役場 総務課に提出すること。 ただし、最終日は午前11時まで	※持参の場合は、河津町建設工事競争契約入札心得第8条に規定する方法で入札する。 ※入札書は河津町建設工事執行規則 様式第1号による
内訳書の提出	全ての入札参加者は、入札書と同時に提出しなければならない。	
開札日時・場所	令和8年9月29日（火） 午前9時00分 河津町役場 2 階 総務課	

辞退届	令和8年9月28日（月） まで （土曜日、日曜日及び祝日を除く。） 《電子入札システムの場合》 上記の期間中のシステム運用時間内に辞退の操作をする。 《持参の場合》 上記の期間中の午前9時から午後4時までに河津町役場 総務課に提出すること。	※持参の場合の様式は、河津町建設工事競争契約入札心得 様式第1号による
その他	1 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（その金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 2 入札執行回数は、2回までとする。 3 入札に参加しようとする者が1者であるときは、本件入札の執行を取り止める。 4 他の工事を落札したこと等により技術者を配置できなくなったときは、入札してはならない。技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、河津町工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止措置を行うことがある。 5 入札心得に示した条件その他の入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 6 この入札は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第1号）に該当する場合は、落札者にあつては、仮契約を締結し、その後議会の議決をもって本契約とする。	